

国際日本文化研究センター電気工作物保安規程

平成 2 (1990) 年 4 月 5 日 制 定
令和 6 (2024) 年 1 月 2 5 日 最終改正

(趣旨)

第 1 条 国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）における電気工作物の工事、維持及び運用を確保するため、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号。以下「法」という。）第 42 条第 1 項の規定に基づき、この規程を定める。

(他の法令との関係)

第 2 条 センターの電気工作物の保安に関しては、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令又はこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(細則の制定等)

第 3 条 この規程を実施するために必要と認められる場合には、別に細則を制定するものとする。

2 この規程の改正又は前項の細則の制定若しくは改正に当たっては、あらかじめ主任技術者の参画のもとに立案し、これを決定するものとする。

(保安業務組織)

第 4 条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する責任の所在並びに電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務（以下「保安業務」という。）を執行するための組織構成は、次に定めるところによる。

(1) 管理部長は、保安業務を総括管理する。

(2) 主任技術者は、法令及びこの規程に基づく保安業務の監督の職務を適確に遂行するために法第 44 条に定める有資格者のうち、適当な者をもって充てるものとする。

(3) 主任技術者が病気その他やむを得ない事由により職務の執行ができないときは、これに準ずる者をもって職務を代行させるものとする。

第 5 条 保安業務の分掌及び保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統並びに主任技術者は別表第 1 によるものとする。

(管理者の義務)

第 6 条 第 4 条第 1 号の規定により保安業務を総括管理する管理部長（以下「管理者」という。）は、電気工作物に係る保安上に掲げる事項を決定し又は実施しようとするときは、主任技術者の意見を求めるものとする。

(1) 年度計画に関する事項

(2) 重大な事故に関する事項

(3) 災害対策に関する事項

(4) 電気工作物の建設工事の計画に関する事項

2 法令に基づいて行う所管官庁に提出する書類の内容が保安業務に関係ある場合には、主任技術者の参画のもとに立案し、決定するものとする。

3 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、主任技術者を立ち合わせるものとする。

(主任技術者の義務)

第7条 主任技術者は、管理者を補佐し、保安監督の業務を処理する。

2 主任技術者の保安監督の業務は、次の事項について行うものとする。

(1) 電気工作物に係る保安教育に関すること。

(2) 電気工作物の工事に関すること。

(3) 電気工作物の保安に関すること。

(4) 電気工作物の運転操作に関すること。

(5) 電気工作物の災害対策に関すること。

(6) 保安業務の記録に関すること。

(7) 保安用機材及び書類の整備に関すること。

3 主任技術者は、電気工作物の保安に関して前項の職務以外の職務について管理者から意見又は実施を求められた場合には、自己の意見を具申することができるものとする。

(保安教育及び訓練)

第8条 主任技術者は、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する職員に対し、必要な技能に関する教育を行うとともに災害その他の電気事故が発生した場合の措置等について必要に応じ、指導し訓練を行うものとする。

(工事の計画及び実施)

第9条 主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するため、主要な補修工事又は改良工事について計画し、又は実施しようとする場合には、あらかじめ管理者の承認を求めなければならない。

2 工事の実施に当たっては、当該工事の内容に応じて作業責任者を選任し、主任技術者の監督のもとにこれを施工するものとする。

3 工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には主任技術者がこれを検査し、保安上支障ないことを確認して引き取るものとする。

(巡視、点検及び測定)

第10条 保安業務のための巡視、点検及び測定の基準は、別表第2により行うものとする。

2 主任技術者は、巡視、点検及び測定を行うに当たっては、あらかじめ実施計画を作成し管理者の承認を経てこれを実施するものとする。

(事故発生の防止)

第11条 主任技術者は、事故その他異常事態が発生した場合には、必要に応じ臨時に精密検査を行い、その原因を究明するとともに再発防止に遺憾のないよう措置するものとする。

(運転又は操作)

第12条 教職員及び従事者は、電気工作物の運転又は操作に当たっては、機器の性能及び取扱方法を熟知し、常に安全確実に行わなければならない。

2 主任技術者は、電気工作物を安全確実に運転又は操作するため次に掲げる事項について定めておかなければならない。

(1) 平常時及び事故発生時における運転又は操作順序及び運転方法並びに指揮系統及び連絡系統

(2) 受配電室、電路等における監視

(3) 軽微な事故の修理、使用停止又は使用制限等の応急措置及び報告又は連絡要領

(4) 緊急時に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法

3 しゃ断器、開閉器その他必要なものについては、別に電力会社との間に締結しているところによる。

(発電所の長期間の運転停止)

第13条 内燃力発電所を相当期間停止する場合は、主要機器の点検・手入れを行い設備の保全災害の防止を図るものとする。

(運転の開始)

第14条 内燃力発電所を相当期間停止した後運転を開始する場合は、所定の点検を行うほか必要に応じ試運転等を行って保安の確保に万全を期するものとする。

(防災対策)

第15条 管理者は、非常災害時その他の災害に備えて、電気工作物の保安を確保するために適切な措置がとられるよう次の事項についての体制を整えておくものとする。

(1) 指揮命令及び情報伝達経路

(2) 予防対策及び機材の整備

第16条 災害発生時における電気工作物に関する保安確保のための指揮監督は、主任技術者が行うものとする。

(記録)

第17条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は、別に定めるところによるものとする。

(責任の分界)

第18条 電力会社又は他のものの設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、構内第1柱柱上に設置したガス開閉器の電源側接続点とする。

(需要設備の構内)

第19条 需要設備の構内は、別図のとおりとする。

(危険の表示)

第20条 主任技術者は、受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所で危険のおそれのあるところには、注意を喚起するため適宜表示しておかなければならない。

(測定器具類の整備)

第21条 管理者は、電気工作物の保安上必要とする測定器具類を整備し、これを適正に

保管するものとする。

(手続書類等の整備)

第22条 管理者は、関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面その他主要文書又はその写しを、必要期間保存しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成2年5月1日から施行する。
- 2 第4条第2号に定める主任技術者は、当分の間当該資格を有する業者に委託するものとし、同項に定める電気事業法第72条は、第77条に読み替えるものとする。また、委託業者との連絡調整については、本センター総務課専門職員(施設担当)を連絡責任者とする。

附 則

この規程は、平成5年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 委託業者との連絡調整については、本センター財務課施設係長を連絡責任者とする。

附 則

この規程は、令和2(2020)年4月1日から施行する。

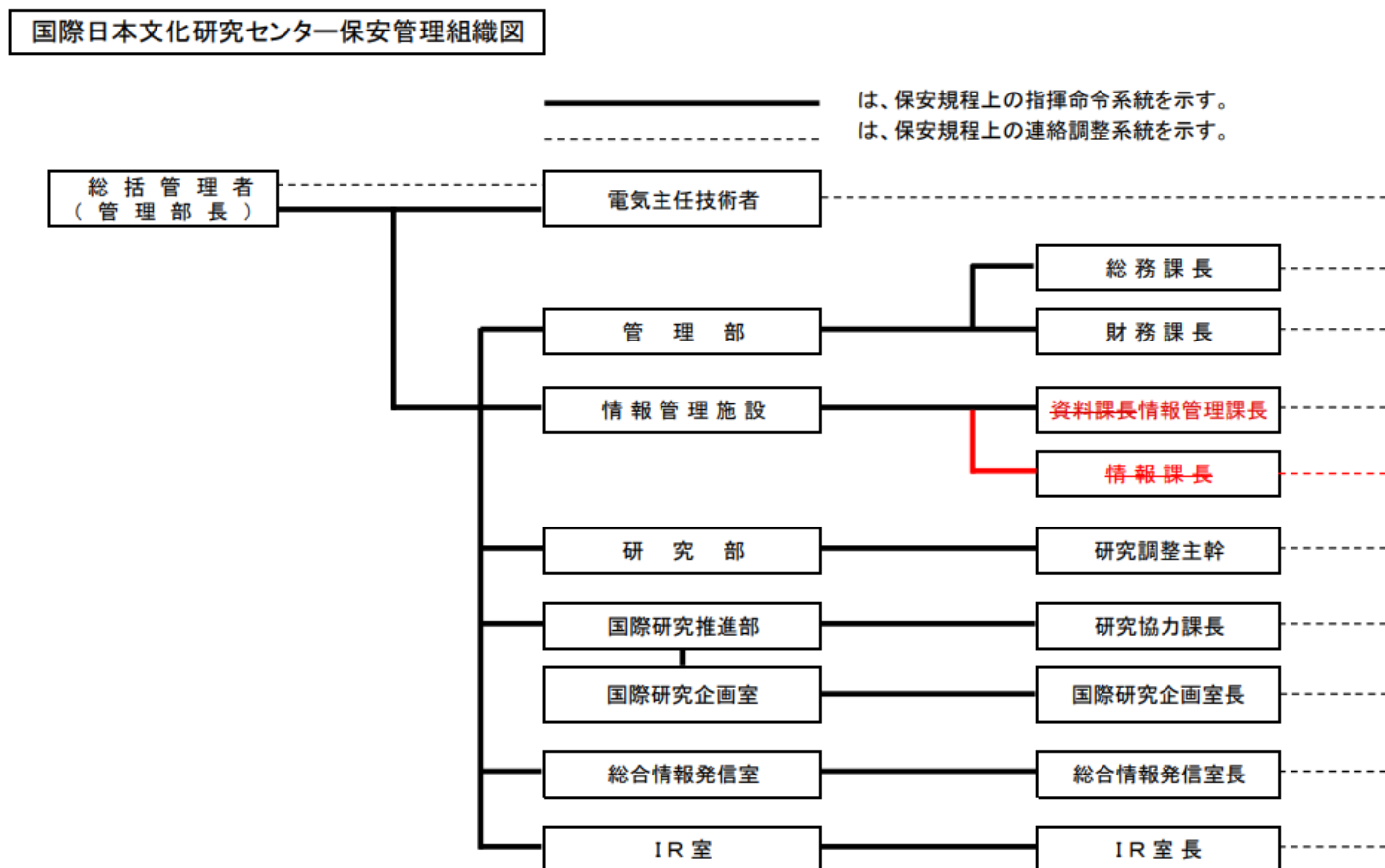
附 則

この規程は、令和4(2022)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）



設備		点検項目	工事期間中の 巡視、点検[週 1回]	月次点検 [毎月1回]	年次点検 [毎年1回]	
					年次点検 Ⅰ	年次点検 Ⅱ
引込設備	区分開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10 ㏞ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		開閉器と継電器の連動試験			△	○
	引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○	○	○
		10 ㏞ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
受電設備	断路器	外観点検	○	○	○	○
		10 ㏞ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○	○
		10 ㏞ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10 ㏞ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験			△	○
	変圧器	外観点検	○	○	○	○
		10 ㏞ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		内部点検			△	△
		絶縁油の酸価度試験			△	△
	コンデンサ、 リアクトル	外観点検	○	○	○	○
		10 ㏞ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	計器用変成器、零相変流 器	外観点検	○	○	○	○
		10 ㏞ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	避雷器	外観点検	○	○	○	○
		10 ㏞ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	母線等	外観点検	○	○	○	○
		10 ㏞ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○	○
		10 ㏞ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
受配電盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○	○
		電圧値、電流値の測定		○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		計器校正試験			△	△
		シーケンス試験			△	△
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○	○
		接地抵抗測定			△	○
		漏えい電流測定		○	○	○
構造物	キュービクル式受変電設備 の金属製外箱等受電室建物、 キュービクル	外観点検	○	○	○	○

設備		点検項目	工事期間中の 巡視、点検 [週1回]	月次点検 [毎月1回]	年次点検 [毎年1回]	
					年次点検 Ⅰ	年次点検 Ⅱ
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
負荷設備	低圧機器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	開閉器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	○	○
		電圧測定		○	○	○
		比重測定			○	○
		液温測定			○	○
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	構造物等	外観点検	○	○	○	○
非常予備発電装置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		始動・停止試験		○	○	○
		保護継電器の動作試験			△	○
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器、開閉器、配電盤、制御装置等	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		発電電圧、周波数(回転数)の測定		○	○	○
		保護継電器の動作試験			△	○
		インターロック試験			△	△
PCB	変圧器、コンデンサ、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、開閉器、遮断器等	高濃度 PCB 含有電気工作物の確認	—	—	—	—

注1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。

注2 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係わる設備に対して適用する。

注3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。

注4 工事完了後の竣工試験の実施、内容については保安協会と協議する。

注5 月次点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。

注6 絶縁油の酸価度試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又は PCB 油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。

注7 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。

注8 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。

注9 10 もボルトによる絶縁抵抗測定は、6 もボルトの高圧設備に対して適用する。

注10 小出力発電設備が設置されている場合は、負荷設備に準じた点検項目で点検を行う。

~~注11 「PCB」については、高濃度 PCB 含有電気工作物に該当する場合は、使用および廃止(予定)の状況を把握し届出状況の確認を行う。~~

設備		点検項目	工事期間中の 巡視、点検 [週1回]	月次点検 [毎月1回]	年次点検 [毎年1回]	
					年次点検 I	年次点検 II
発電装置等	原動機	外観点検	○	○	○	○
		始動、停止試験			△	○
	発電機	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	始動用設備（蓄電池、空気始動装置、充電装置、付属装置等）	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	燃料供給設備（貯蔵・供給装置）	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	△
	冷却・廃熱回収設備	外観点検	○		△	○
	発電設備の建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○	○
震動・騒音測定					△	△
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○	○
		接地抵抗測定			△	○
発電所（付帯設備）	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○	○
		10 kVボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	断路器、遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10 kVボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		開閉操作確認			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験			△	○
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○	○
		10 kVボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	母線等	外観点検	○	○	○	○
		10 kVボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○	○
		10 kVボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○	○
		電圧値、電流値の測定		○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		発電電圧、周波数（回転数）の測定		○	○	○
		計器校正試験			△	△
		シーケンス試験（制御装置試験）			△	△

注1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。

注2 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係わる設備に対して適用する。

注3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。

注4 工事完了後の竣工試験の実施、内容については保安協会と協議する。

注5 月次点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。

注6 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。

注7 10 kVボルトによる絶縁抵抗測定は、6 kVボルトの高圧設備に対して適用する。